

四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画(案)にかかるパブリックコメントにおける意見の概要と市の考え方

平成26年11月4日(火)から平成26年12月4日(水)までの間、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画(案)」の市民意見提出手続きを行ったところ、以下のとおり意見提出がありました。

意見の概要と意見に対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

○意見提出者数 1人

○意見提出件数 4件

表中の「区分」 ○：意見の全部または一部を計画(案)に反映したもの 3件
 (計画(案)に記載はないが、既に事業を実施しているものを含む。)
 □：意見を計画(案)に反映しなかったもの 1件
 (今後検討するが、計画(案)へ反映していないものを含む。)
 -：計画への反映を必要としないもの

1. 四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画(案)に関する意見

NO.	意見概要	市の考え方	区分
1	「避難行動要支援者」という用語は「災害時要援護者」に変更するほうが良い。	これまでは、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、四街道市災害時要援護者支援全体計画」を策定し市要援護者対策を進めてまいりましたが、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、これまでの「災害時要援護者」という言葉に代わり「避難行動要支援者」が位置づけられたため、本市地域防災計画の修正を行うにあたり、同様の位置づけを行ったものです。	□

NO.	意見概要	市の考え方	区分
2	「要配慮者」の意味が「災害時要援護者」であり、「避難行動要支援者」は、個別に具体的な支援プランが必要である。	個別支援プランの策定は、市が作成する「避難行動要支援者名簿」をもとに自主防災組織等が作成することとなります。	○
3	避難支援者の意味・・・p 1 「避難行動の支援を実施する者」とあり p 6 には「避難支援者となることがないよう選定」とある。連絡調整の役割を担う者を先に選定できるよう明文化する。	1 ページに記載されています。避難支援者は個別計画に基づき実際に支援する者であり、具体的には5ページの(2)避難支援者の欄に記載しています。支援者の選定については、要支援者本人またはその家族が選定することになります。また、6ページの「避難支援者となることがないよう選定」との記載の部分は、民生委員・児童委員等は災害発生時における総合的な連絡調整をお願いすることになるため、個別支援を行うことが困難なことから、直接の支援者とならないようにしたものです。	○
4	取り組みの推進についてチェックリストを使用した支援の実例や手引き書を作成して、各組織の防災力向上に努める。	今後の取り組みを進める上では、先進地の事例を研究しより有効な方法によりこの計画を推進してまいります。その際チェックリストの作成などについても検討し、地域の実情に沿った避難支援体制の構築に向けて努力してまいります。	○